

会議と議事の公開について（案）

本審議会の運営については、北見市まちづくり条例（平成 22 年 12 月 21 日条例第 108 号）第 26 条第 2 項及び北見市中小企業振興基本条例（平成 25 年 3 月 18 日条例第 6 号）第 19 条に基づき、以下のとおりとする。

1. 本審議会は公開とし、一般傍聴を認める。ただし、特別の事情がある場合は会長の判断で非公開とすることができるものとする。
2. 本審議会の議事録及び配布資料は、原則として公開とする。ただし、特別の事情がある場合は、会長の判断で配布資料、議事録の一部又は全部を非公開とすることができるものとする。
3. 本審議会の議事録は、次に掲げる事項を記載する。
 - (1) 開催日時及び場所
 - (2) 出席者氏名
 - (3) 議題及び議事
 - (4) その他会長が必要と認めた事項

（参考）

北見市まちづくり条例（平成 22 年 12 月 21 日条例第 108 号）

第 26 条

2 市長等は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。

北見市中小企業振興基本条例（平成 25 年 3 月 18 日条例第 6 号）

第 19 条 第 12 条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。